

国立大学法人広島大学

学長 浅原利正 殿

## 監事監査報告書

私ども監事は、国立大学法人法第 11 条第 4 項及び国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 38 条第 2 項に基づき、国立大学法人広島大学（以下「法人」という）の平成 21 年度（平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで）の業務ならびに財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類、国立大学法人業務実施コスト計算書及び附属明細書）、事業報告書及び決算報告書について監査を行いました。その結果について、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及び内容

監事は、法人の監事監査基準に準拠し、役員、内部監査部門等と意思疎通を図り、情報の収集に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席し、役員その他から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、調査しました。

また、前任監事両名が行った平成 22 年 3 月 31 までの監査状況について両氏から説明を受けました。

更に、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人から、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき当該年度に係る財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 財務諸表、事業報告書及び決算報告書は、法令に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 役員の職務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは法人の定めた規則等に違反する重大な事実は認められません。

平成 22 年 6 月 4 日

国立大学法人広島大学

監事

西口千登志

監事

間田泰弘